

## 議第20号議案

建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成29年12月14日提出

提出者	新座市議会議員	芦野	修
賛成者	〃	平野	茂
	〃	佐藤	重忠
	〃	平松	大佑
	〃	塩田	和久

### 提案理由

アスベスト被害者を真に救うために、国とアスベスト建材製造企業に応分の負担を求め、裁判によらず、補償と救済が受けられる制度の創設を求めるため、この案を提出する。

## 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を 求める意見書

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散が起これ、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。

日本におけるアスベスト被害の特徴は、建設従事者に最大の被害者が生まれていることです。それは、アスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

さらに、昭和50年4月1日以降、アスベストを使用した現場では、防塵マスクの着用など警告義務があったにもかかわらず、警告をせずに利益を追求したアスベスト建材製造企業の責任も重大です。

特に建設業は、重層下請け構造などがあり、各地の現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴います。また、製造業で見られるような企業独自の上乗せ補償の支給もありません。国は、石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められていますが、国の動向として、全面救済には至っていません。

現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが国とアスベスト建材製造企業に対し、補償とアスベスト対策の抜本改正を求め、全国の裁判所で裁判を起こしています。平成29年10月24日には横浜地裁、同年10月27日には東京高裁と、続けて国とアスベスト建材製造企業の責任を認める判決が下され、国の責任に関しては都合7度目ともなります。しかし、裁判では時間も費用も掛かり、判決が下る前に志半ばで亡くなった原告も多数います。

よって、国及び政府におかれては、アスベスト被害者を真に救うために、国とアスベスト建材製造企業に応分の負担を求め、裁判によらず、補償と救済が受けられる制度の創設を求めるため、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 建設従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに執り、建設アスベスト訴訟の全面解決、被害者の全面救済を行うこと。
- 2 建設従事者のアスベスト被害者が、裁判によらず救済と補償が受けられる制度『建設石綿被害者補償基金』を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

埼玉県新座市議会

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
厚生労働大臣様  
国土交通大臣様  
環境大臣様